農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要領

１．この要領は、農業委員会等に関する法律、上関町農業委員会の委員選任の手続等に関する要綱に基づき、必要な事項を定めることを目的とします。

２．今回選任される農業委員の任期は、令和９年４月２５日から令和１２年４月２４日までの間とします。

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期は、農業委員会からの委嘱を受けた日から令和１２年４月２４日までとする。

３．農業委員の定数は６人、推進委員の定数は６人で、それぞれ個人推薦、団体推薦、応募により行ないます。なお、推進委員の地域の区分は別表のとおりです。

４．所掌業務

⑴農業委員

①農地法の所有権移転、農地転用、新規就農、利用集積等の許認可及び同意の審査、研修など

②農地の巡視及び違反転用監視、農業者との相談、農地利用集積及び高度利用調整、遊休農地対策、経営規模の拡大支援、農地利用の最適化の推進の活動など

⑵推進委員

①農地の巡視及び違反転用監視、農業者との相談、農地利用集積及び高度利用調整、遊休農地対策、経営規模の拡大支援、農地利用の最適化の推進の活動など

②農地中間管理機構との連携

③その他農業委員の要請による会議出席、研修など

５．推薦及び応募について

⑴推薦をする方

①農業者又は農業者組織の代表など

⑵推薦を受ける方、応募する方の資格要件

①農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項や農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

②推進委員

業務に熱意と識見を有し、業務を適切に遂行できる方

③上関町の職員でないこと。

④欠格者（破産中、禁固刑執行・猶予中）でないこと。

【追加要件】

①再任は可能です。

②農業委員と推進委員の兼務はできません。（双方に推薦・応募は可能です。）

⑶推薦、応募の方法

①農業委員　上関町農業委員会の委員選任の手続等に関する要綱に定められた様式に必要事項を記入の上、産業観光課に提出してください。

②推進委員　別紙の推薦書（個人は様式第１号、団体は様式第２号）、応募書（様式第３号）に必要事項を記入の上、農業委員会事務局に提出してください。

（どちらも推薦書、応募書は、町役場産業観光課に備え付け、もしくは上関町のホームページからダウンロードできます。）

③候補者が町外在住である場合は、発行後３箇月以内の住民票の写しをあわせて提出してください。

④推薦、募集の期間

令和８年１１月２４日（火）８時３０分～

令和８年１２月２１日（月）１７時１５分

（持参の場合は開庁時間内、郵送の場合は必着）

ただし、農業委員の推薦及び応募者の数が定数に満たない場合や農業分野以外の者が１人以上含まれない場合は、推薦及び募集の期間を２週間延長します。また、推進委員の推薦及び応募者の数が定数に満たない地区がある場合、当該地区の推薦及び募集の期間を２週間延長します。なお要件を満たさない場合は、それぞれ再度２週間を延長します。

６．その他

⑴両委員とも募集の期間中又は終了後に、推薦及び応募した方の氏名等を公表します。

⑵両委員の候補者については、候補者評価委員会に諮り、資格要件の確認及び定数超過の場合は個々の評価を行い、各委員の候補者の決定を行ないます。その後、農業委員については議会定例会にて議会の同意を得て、町長が任命します。また、推進委員については、農業委員会総会にて承認の上、農業委員会会長から委嘱されます。

７．問い合わせ又は提出先

上関町産業観光課・上関町農業委員会事務局

電話0820-62-0360

〒742-1402　上関町大字長島 448 番地

別　表

農地利用最適化推進委員の担当区域及び委員数

地区	その地区の区域	委員数
上関	上関、八島、戸津、中の浦	1
上関	蒲井、四代、白井田	1
室津	志田、尾熊毛	1
室津	室津、練尾、大津	1
祝島	祝島	2